

○議長 内海 猛年君

次に9番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。大変お疲れのことと思いますが、最後までよろしく申し上げます。通告書に従って、一般質問を行います。

まず1件目、町長公約に関する老人憩の家について。

町内に設置されている3か所の老人憩の家は50年にわたり、入浴だけでなくコミュニケーションの場として利用者に愛され続けてきました。しかし、耐用年数をはるかに超え、いつ建て替えが実現するのかと利用者たちは今も待ち望んでいます。町は昨年9月議会後の全員協議会で突然廃止案を明らかにしました。そして本年2月上旬に、町は老人憩の家の3か所において、利用者に廃止案の内容を説明し、理解を求めました。

そこで伺います。1、2、もう同時でお願いしたいんですが、1、説明会参加者の参加人数及び利用者の反応について。2、説明会後の総括としてどのように評価し分析されているか、お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

説明会参加者の参加人数及び利用者の反応はというところで、老人憩の家の利用者説明会を2月6日から8日までの3日間、各老人憩の家で実施いたしました。参加人数につきましては、寿楽会館が25人、鶴松荘が10人、山鹿荘が21人の合計56人でした。今現在、老人憩の家を利用されている方を対象とした説明会ですので、廃止になると不便をおかけすることは承知しております。そのような中で、5年後の廃止に対しまして理解を求める説明会として実施しました。反応としましては、「廃止しないでほしい。」との御意見が多くありました。

引き続き、要旨の2についてもということで、総括としてどのように評価し分析しているかというところで、頂いた御意見は「廃止を考え直してほしいとの要望」や「令和4年度に実施しましたアンケートについての意見」、「入浴施設が欲しいとの意見」がほとんどでございました。説明会では、5年後の廃止に向けて、過去から現在までの利用状況からみた利用者数の減少や将来の利用者推計、アンケート結果からは将来の利用意向が少ないこと、芦屋町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の削減目標、将来にわたる大きな財政負担などを説明いたしました。御理解いただけたものではなかったと感じております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私は老人憩の家の利用者の1人として、3か所の説明会に参加しました。執行部や政策会議の参加職員の皆さん、それに議員の皆さんに説明会の雰囲気を知っていただくために、簡単にその様子を説明したいと思います。

まず、参加者は受付で名前と住所の記載を求められたことに、気分を害し抵抗された女性の方もおられました。お上に物申すことに慣れていない高齢者ですし、また質問時間も限られており、発言者はそんなに多くなかったと思います。しかし、発言者の意見に賛同する拍手が巻き起こる一幕もありました。質問に対する課長からの明快な回答は少なく、「御意見を持ち帰る。」という始末で、後ろのほうから「子供の使いか」、「何のための説明か、町民をなめている」、「俺たちの置かれている立場が全然分かっていないではないか」という不満の声聞こえてきました。課長は批判の渦にさらされ、福祉政策に対する信頼感は地に落ちたのではないかと私は感じました。

参加者の意見を紹介すると、「風呂のない人や独居生活で、風呂洗いが大変であることを今の福祉課は分かっていない。数十年後は自分たちの苦しみを味わうことが分かる時が来るであろう。このアンケートは誰がつくったのか。」と怒りの声ともとれるような発言もありました。「ここに参加している方々は廃止ではなく、残してほしいと願っている。高齢者の楽しみをなぜ奪うのか。それが分からないのか。」との発言には大きな拍手が起きました。「この芦屋町に長く住み、芦屋町のために貢献してきた人ばかりではないか。これからの人生を老人憩の家を通して有意義に過ごしていこうとする我々に対して、理不尽な扱いをなぜするのか。」、「なぜ18歳からのアンケートか？若い人は老人憩の家があることさえ知らない。そのことを町は分かっているはず。結局、廃止のためのアンケートではなかったか。」、「年齢が70歳近くになり、仕事を辞めたが、最近老人憩の家があることを知った。どんなPRを今までしてきたのか。」、町長の公約についても指摘した上で、「廃止案は早急過ぎるのではないか。」、「廃止された場合、風呂のない人には国民宿舎の風呂を格安で利用するようにすべきではないか。」、「課長は廃止の理由として財政面を挙げているが、福祉課長なのだから福祉の視点で見解を述べるべきではなかったか。」、「マスタープランの実施計画を時系列で並べてみると、老人憩の家の基本構想を策定した年度に方針が180度変わったように見える。アンケートは廃止ありき、そのシナリオづくりのために行ったとしか思えないがどうか。」という質問に対して課長は、「マスタープランの記載はよく把握していないので確認する。」との答弁でありましたが、何かしら認識のなさが明らかになったのではないかと感じました。最後に課長は、「参加者の皆さんは廃止案に反対であることは分かっています。」との説明に、参加者からは啞然とした雰囲気と落胆の声が出ました。それは真面目に向き合おうとしない態度、不謹慎さに、もはや力を持たない高齢者に敬意を払わず、その不誠実さに落胆されたのではないかと思います。説明会では、廃止の理由の矛盾が露呈し、利用者に対する納得の場にはなっ

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

ていない。私はそのように感じましたが、今、課長も説明されたように、「納得されたものではないと思いました。」ということだと思います。

（「反問権。」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

反問権を許可しますので、執行部は時間を止めてください。福祉課長どうぞ。

○福祉課長 智田 寛俊君

質問の意図がちょっとよくわかりません。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私は、今話したような形でね、廃止案を理解し、納得してもらうための説明会であったと思うんですけど、先ほども「納得されたようには思えない。」というか、私の今説明した中では、「利用者に対する納得の場になっていない。」と私は思われたけど、課長はどう思いましたかという質問です。

○議長 内海 猛年君

執行部よろしいですか。はい、そしたら時間を再開してください。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

説明の中でも申しましたとおり、反対というか、利用者に対する説明会ですので、利用されている方は将来的に不便を被るということはもう当然分かり切った中での説明ですので、私の説明すんなり聞き入れてもらえるとは思わない中での説明ではございました。しかし、9月議会で、全協でも妹川議員にも説明いたしましたし、説明会の資料等の中でも説明しました。役場として、いろいろ考えた結果、総合的には廃止と進めたいというところでの理解を今後も求めていきたいと思っております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

課長は最後に、「本日の意見を集約して、町の方針を決める。」との説明に対して、参加者から、「方針を決める前に事前に報告、フィードバックはしないのか。」と問いに対して、課長は、「持ち帰った中で利用者の声を集約し報告する。」と。また、「町の方針が変わったのか、変わらなかったのか。その理由も含めて提示する。」そして、「その時期は何月頃か。」ということに対して、「その時期は6月頃にする。」と約束されましたが、それでよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

「説明会の内容を報告しまして、そのあと町の中でも協議して報告する。」と言いましたが、6月というのはあくまで目安、確定という話もそこではしておりません。それを目掛けて進めていきたいという話をしました。それより後になる可能性も十分あります。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それでいいですね。

では、今から私の質問によって、廃止案には見過ごすことのできない疑問点が多々ありますので、それを明らかにして廃止案を撤回していただきたい。そして、再検討していただきたいという意味で質問をしていきます。

御手元に今、A4のプリントがありますが、これは説明会の時の、説明会がありました「老人憩の家について」、福祉課高齢者支援係のほうから参加者に配布されたものがあります。全部で11ページあるわけですけども、その中の4点だけ掲載しております。これは、右下に3と書いてある3ページですね。「利用状況の推移」、平成13年は7万3,098人利用者がいたけれども、令和4年は1万2,000人でぐっと減っていますが49人ですよ。利用1回当たりのコストが2,022円ですよ、ということを説明されました。その下のほうは、「現在の老朽化した3か所の老人憩の家について、あなたは、今後利用したいと思いませんか」ということに対して515人、1,500人中515人の回答者の中で、11.5%が「利用したいと思う」、「利用したいとは思わない」が87%という表示ですね。右側が芦屋町公共施設等総合管理計画の中のアンダーラインをしています、延床面積25%削減するんだ、という説明をされております。そして10ページのところは、将来にわたる財政負担8億円かかりますと、そういうようなことを説明をされた中のことで、非常にこれ疑問点に思いますものですから、今から質問していきます。

令和4年の利用者は1日49人として、1回当たりのコストは2,022円と表示されていますが、その減少の原因は何と思われますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

3施設合計の利用者が少なくもなっております。こちらは寿楽会館と鶴松荘において設備等の故障による休館をしていた時期があるのが大きな原因です。今、言われた1日当たりの利用者が少ない理由としましては、説明会の中でも説明しましたが、男女別の利用にしたことが原因であると考えております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

はいそうですね。そしてボイラー補修で休館、煙突補修、浴室タイル補修、それも様々な形で休館をせざるを得なかった理由があるでしょうけれども、一般の利用者の方は、そういう理由はよく理解されていると思うんですけども、なぜ不満なのかというと、今まで建て替えをするというような基本方針がありながら、計画がありながらね、建て替えを怠ってきたこと、その説明はせず廃止の理由づけにしている。今、言われたようなね、そういう姿勢に利用者から怒りの声が噴き出ているんですよ。そういうところを認識して欲しかったですね。

2つ目に行きます。アンケート結果、施設の利用意向についての項目、この表を見ていただきたいですけど、515人中、はいそうです。「今後利用したいと思いますか」の問いに対して、回答者の18歳以上の515人中、利用したいと思う人の割合は11.5%の59人になっています。11.5%もおられるじゃありませんか。それを87.7%の人が利用しないとね。どうしてそちらのほうに向けるのかな。それで、18歳以上の人は1万1,134人と聞いています。換算すれば、利用したい人は延べ何人になりますか。——分からなかった？はい、いいですよ。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

18歳以上の人口は1万1,134人です。それに11.5%を掛けたら換算すれば何人になりますかという質問に対して、ちょっと前もって言っとったやないですか。早く教えてくださいよ。いやいや、はい、どうぞ、計算している？

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

数字についてはすいません、確認しただけで準備をしておりませんでしたので、今から計算しなくちゃいけないんですけども——。

○議長 内海 猛年君

大丈夫ですか。待ちますか。できますか。すぐ計算できますか。——福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1,280人です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

事前に説明してたでしょ。（「申し訳ありません。」と呼ぶ声あり）1,280人いらっしゃるんですよ。その1,280人に、またこれも聞いてますよ。年間の開館日数300日ということを知ってますんで、年間利用者は延べ何人となりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

1,280人が300日ということであれば、38万4,000人になります。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そのとおりですね。では、60歳以上の人口は5,010人です。換算すれば、利用したい人は延べ何人になりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

5,010人掛ける11.5%ということですかね。576人です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

正解です。福祉課はね、利用者は100人程度と見積もっていますが、利用したいと思う人が576人もいらっしゃるわけで、新規利用者の獲得を図るべきではなかったかと言いたいですね。年間の開館日数300日を掛けると、17万2,000人になります。この場合、全ての人が毎日利用することはありませんから仮に、10万人と見積もって、平成13年の最高値の7万3,098人を超え、しかも利用者は何がしかの利用料を支払う意思が統計上出ております。それで、10万人に掛け100円で、1,000万円、200円で2,000万円の収入となります。これはあくまでも計算上です。

老人憩の家は老朽化し、駐車場も狭く、バリアフリーが整っていない、また修繕などでも休館に追い込まれる老人の憩いであっても、コミュニティーの場、健康維持の場、趣味を生かす場などの喜びを満喫するために利用したいという高齢者が576人もいらっしゃるんです。新築されれば、利用者は大幅に増加することは明白です。福祉課は、利用者数の減少を廃止の理由としていますけど、以上の点を考えて検証すべきだと考えます。

3点目行きます。

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

芦屋町公共施設等総合管理計画の延べ床25%削減の項目についてということで、この反比例の資料には25%ね、もう酸っぱく言われていますけども、この25%についてです。この点については昨年12月議会で質問しましたが、再度質問します。芦屋町公共施設等総合管理計画によれば、建物の延べ床総面積を25%削減、を目標としていますね。建物の延べ床総面積は、11万2,108平米。老人憩の家3か所の建物の延べ床面積は1,179平米とされており、老人憩の家延べ床総面積3か所合わせても、芦屋町の公共施設全体の僅か1%にすぎないことを指摘しました。

質問ですが、基本構想による建替え計画の3か所の計画、延べ床総面積の合計平米数は何平米ですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

基本構想上で言いますと、3か所建て替えた場合は835.11平米になります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そうですね。その建て替え合計835.11平米であれば、削減率は29.2%ですよ。25%以上じゃないですか。では芦屋側、山鹿側の2か所に建て替えた場合は、利用者の方は、「3か所は無理ならば、せめて芦屋側それから山鹿側、2か所にしてほしいな。」という要望が強いですが、それを2か所にした場合は、合計平米数、また削減率はどうなりますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

2か所建設した場合は531.36平米で、55%の削減と当時は算出しております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

もう一度言ってください。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

531.36平米で55%の削減。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そうですね、55.5%の削減率じゃありませんか。25%どころじゃないですよ。そういう55%以上の削減率を達成しているから、廃止案の理由に掲げるのは妥当性に欠け、廃止の理由づけにならないじゃないですか。このデータは基本構想で表示されたものであり、町は374万円投じた老人憩の家基本構想の内容を無視して、25%削減を議会人や利用者説明会に言い続けるのか。非常に姑息なやり方ではありませんか。現行踏襲型3か所で削減率29.2%、2か所であれば55.5%であったことをなぜ説明してこなかったんですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

廃止の理由につきましては、芦屋町公共施設等総合管理計画の目標数値達成が主な要因ではありません。確かに削減目標は、利用者説明会でも理由の一つとして説明いたしました。なぜそれを理由の一つとしたかといいますと、アンケートの中で皆さんが答えた回答、「複合施設」というのが1番多かったので、もしするとすればそれが第1候補になるというところで試算したところでございます。ほかに、令和4年度の実施アンケートの結果で今後の利用意向が少なかったことと、将来の人口減少から見ても現在所有している公共施設で足りること、将来にわたる財政負担が大きいこと、こちらのほうも含めた中で判断して廃止とさせていただいたところです。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

全く答えになっていませんね。そんな回答はね。これは老人憩の家の問題でしょ。

はい、じゃ次行きます。

4番、将来にわたる財政負担の項目について行きます。

想定事業費の町内1か所の複合施設として8億円について表示していますね。これね。現行踏襲型の3か所の整備費用総額はお幾らですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

基本構想の中では3億300万円になっています。（「2か所の場合は」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

2か所の場合は1億9,000万円と算出されております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そもそもね、これは老人憩の家の資料ですし、老人憩の家の利用者の皆さん方の説明の中においてですね——、現行踏襲型の3か所とか2か所の説明とか整備費用を表示すべきであるのに、町内1か所の複合施設、今、言われましたが、複合施設のことについてなぜ説明するんです？そしてしかも、財政負担の増加を説明されたが、おかしな話ではありませんか。どうですか。もうこれはもういいです。時間の関係で。それで本当におかしな話ですよ。これ利用者説明会ですよ。複合施設をね、造ってほしいとかいうのはこの会場の中で出てくるわけないでしょう。3か所ないしは2か所にしてほしいというような要望だったんですから、それから最後に聞きますが、これは別件です。

最後に聞きますが、令和4年のアンケートには、記述式の結果資料、「利用すると思う理由」として103件が記録されて、「利用しないと思う理由」に189件が記載されている資料があります。私、手元に持っていますが。このアンケートのですね、資料の結果については、議員の皆さんもそれから政策会議の皆さんもそうかも分かりませんが、利用しないと思う人の回答、記述式、それから、利用するという人がきめ細かに書かれているものをあなたは議員の皆さんに配付していませんよね。どうですか。そして、政策会議の皆さんにも配付していませんね。どうです？

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

細かい数字とか全て、意見が出ている一覧として配布はしておりません。しかし、こちらアンケート調査結果報告書、こちらは皆さんにお渡ししておりまして、これの最後のページにはピックアップした中で意見の多かったのを出しております。やはり会議とかいうのを進める場合は全て出てきたのを表示するより、分かりやすいようにまとめて出すことが多いですのでそのようにいたしております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

町民が、180件とする103件の記録されている資料は、これ、利用者にしろ、そうでもない

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

方々の情報なんです。個人情報ですね、これは個人情報の名前はありませんから、そういうような的確な情報、町民の声、利用したくないとか、利用したいという人の声は当然私たち議員は、また政策会議の皆さんは当然把握しておく必要があるんです。そして公正なる判断を行うわけですから、ぜひですね、早急にですね、皆さん方に配付してください。どうですか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、話しました調査結果報告書の裏面にピックアップして上がってきているのがありますので、これで足りているのではないかなと思っております。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議長、配付するように要請してください。このね、これですね立派な内容としてはね、様々な意見があるんですよ。皆さん方が書かれたものを配付せずして、ただ、まとめたものだけ配付して何も分かりません、全体が。配付するようにしてください。お願いします。

○議長 内海 猛年君

今、私に配付してくださいと、私のほうに配付したらどうですかという御質問ありましたけども、私は内容まだ把握しておりませんので、私から配付するような命令はできません。ただ議員の皆さんでそれが参考として必要であれば、議員各自で担当課のほうに申し出て受理していただきたいと思っております。

以上です。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

そういうね、そういう皆さん方のいろいろな思いとか願いとかそういうものをね、配付することは当然じゃありませんか。そういう個人的な意見をやっぱり隠蔽してはいけませんよ。隠蔽するつもりはないでしょうけれど、当然、「配付します。」と回答を頂きたかったですね。これはこのことによって我々の判断が決まっていくわけですよ。

じゃあ、次に行きます。

町長のマニフェストについてということですが、2月に行われた説明会では、町長、福祉課に対する不信感が募ったと思われれます。今後の福祉行政に対する信頼関係が失われたのではないかと私は危惧します。また令和4年のアンケートは、バイアスのかかった廃止に向けての誘導したものであると利用者は見透かしています。町長をはじめ、政策会議の担当の職員さんもこのことを真摯に受け止めて、もう一度検証してほしいものです。利用者説明会での声のように、「自宅の

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

風呂に入浴するのは怖い。」という独居者の声とか「風呂洗いに骨が折れる。」というお年寄りの声に寄り添うことが福祉行政の基本ではないかと思えます。地域におけるコミュニティーが希薄化する中、高齢者の楽しみの一つが老人憩の家です。波多野町長は前々回の町長選において建て替えを行うというマニフェスト公約を掲げて当選されました。町長のマニフェストは単なる政治理念ではなく、財政的裏づけ、数値目標、実施期限なども記したものです。それらをほごにすることは、町民と議会に対する背信行為、民主主義の根幹を脅かすものです。法的責任がなくても、政治的・道義的責任が問われるのではないのでしょうか。真摯に町民に向き合い、町民と利用者の信頼回復のためにも廃止案を撤回し、基本方針に従ってスピーディーに取り組んでほしいと、再度お願いしたいと思えます。どうぞ。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今、妹川議員が私のマニフェストに「建て替え」という、そこで切られましたけど、「建て替え」というこのマニフェストの中に出していません。マニフェスト見られたでしょ？マニフェスト見られてこれはなんていうか、何か言われていましたよね。これね、今、持たれてないですか。どこやったかな。（「それはいつのですか。去年のじゃないんです。これ、去年じゃないのね。」と呼ぶ声あり）3ページにね、「老人憩の家、建て替えの検討」。「建て替える。」とは言ってない。「検討」分かりました？間違いない。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

それはいつのマニフェストでしょうね。令和元年の選挙、そして令和2年度にはそういうふうには施政方針の中でマニフェストにもそうやって書いているので、建て替える計画を進めていく、そして翌年には、4つのパターンがあるわけですけど、それに向けて1つに絞って検討していきますと言われていました。でも今おっしゃったように、今のそういうことであれば、やっぱりね、私から言わせれば二枚舌じゃないかなと思えますよ。はい。はいじゃ次に行きます。いや、いやいいです、いいです。要りません。

○議長 内海 猛年君

ちょっと、ちょっと待ってください。（「要りません。」と呼ぶ声あり）町長、町長、許可していませんので。（「4月、発行したの。」と呼ぶ声あり）（「要りません。はい。では次に行きます。」と呼ぶ声あり）

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

次、行きます。すいません。あれ、何でない。ちょっとすいません。

何でだろう。すいません。どうしてだろう。

○議長 内海 猛年君

どうぞゆっくりでいいです。（複数の笑い声）

○議員 9番 妹川 征男君

ちょっと待ってください。困ったね——。すみません。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

じゃあいきます。ありました。すいません。

農業用水路無断埋立てについてお伺いしますが、町有財産である農業用水路が無断で埋められていたことが令和3年4月に発覚しました。平成19年頃に埋められたものであり、埋立て某業者は隣接地権者の同意を得たとして、町に申請もせず無許可で埋立てたことを認めています。町は、この間の経緯を知らなかったとしていますが、町有財産の管理責任が問われます。昨年9月議会の私の一般質問の際に、町長は「H氏の土地とかわざわざ思わせぶりな書き方せんでいいやないか。」と無断で埋められた用水路に隣接する、その土地の所有者は波多野町長であることを自ら表明されました。また、「民と民の話だ。」と答弁。現在、町は某業者に原状復旧を求め続けています。しかし、2年が経過しても、いまだ原状復旧工事は行われず、町有財産は侵害されたままです。無断埋立て事件は、実態の解明なくして真の解決はないのではないのでしょうか。そこで、町有財産の管理責任者である町長の見解、また、副町長も「民・民」とも答弁されておりますので、副町長にもお伺いしたいと思います。

そこで、この町長と副町長のこの答弁は、町有財産の管理の根幹に関わることであるので何うわけですけれど、町有地は「官」ですね。無断で埋めた事業者「民」です。だから、官と民の問題であるはずなのに、なぜ町長と副町長は民・民と言われるのか。その根拠についてお伺いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

用悪水路の件につきましては、令和3年4月にマンホール状の取水桝、埋土の状況などを確認しております。3年6月には当時の施行事業者と現地確認を行い、取水桝は依頼を受け設置。併せて暗渠排水、土留め埋土についての施工説明を受け、内容を把握いたしました。用悪水路につ

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

いて、妹川議員の一般質問は、令和3年9月、令和5年9月、12月にも執行部の答弁をいたしておりますが、改めまして答弁をいたします。「民と民の問題」とした根拠ということでございますが、まず、町が発注した工事ではないということです。当時の施工業者からは、「マンホール状の取水桝及び暗渠排水設備、その設置に伴う埋土や土留めブロック等の整備工事については、町への申請は行っておらず、隣接地権者の同意を得て行ったもの」と、令和3年6月に現地で当時の施工業者より隣接地権者、職員も同席の中で話を伺っております。このため、工事に関して町の関与はなく、民と民の問題だと認識しております。

また、令和3年4月に町有地の状態を確認しましたので、許可なく町有地で施工を行った原因者の責任において、町有地の原状復旧を求めています。この復旧を施工業者に求める点については、官と民の問題だと捉えております。現在は原状復旧を行うよう施工業者に要請、施工業者も合意し、復旧工事を行う意思を示しております。この手続等も完了しており、工事を施工できる状態となっております。しかしながら、復旧工事を行うためには施工業者と隣接地権者との工事に関する協議、調整等が施工条件で必須であり、協議がまとまらなければ着工できません。その調整等が完了していない状況です。

そもそも隣接地権者の方が、ブロック塀の補修をされたいということから、原状復旧を求められてきましたが、当時の施工業者からは、「一方的に原状復旧工事を行った場合、隣接地権者の方のブロック塀が倒れる可能性が高いため、隣接地権者の方の同意のもと、隣接地権者の依頼する事業者等と施工内容や方法などを決め、原状復旧工事を進めなければならない。」と伺っております。施工業者と隣接地権者との協議調整等は、民と民の問題であり、町が介入することはできません。このため、令和3年12月6日に担当課長より、隣接地権者の方と妹川議員、そのほかの方に原状復旧工事を進めるため、施工業者と隣接地権者で工事に関する話し合いを行っていただくよう説明しております。

なお、今後の対応等につきましては、現在、住民監査請求による審査が行われておりますので、その結果を踏まえ、検討したいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

いわゆる埋立てた業者とそれから町は、官と民と捉えなければならないと思うのですが——、町民同士の合意、いわゆる埋立てた業者とそれから要請した人がどなたか分かりませんが、そういう町有地埋立てなるものは、口頭であれ、契約であれ、そういうのは成立するものですか。町有地ですよ。「町有地を埋立ててください。」って「埋めましょう。」、そういう2人の民と民の合

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

意に基づいて埋立てていいんですか？町有地を。はいどうぞ。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

もう一度、かいつまんでお話をいたします。用悪水路の原状復旧の施工にあたり、施工条件の要請を行い、これは町がですね。この要請に従うことに施工業者から承諾があったため、当該施工条件で施工することに合意をいたしました。施工条件は合意に基づくものであり、根拠法等は不要であると判断しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

民と民との合意に基づいて町有地を埋立てるということは、埋立てることが、反社会的な内容であり、これは公序良俗に反する。（「議長。」と呼ぶものあり）

○議長 内海 猛年君

妹川議員どうぞ。

○議員 9番 妹川 征男君

それでね、民法にはね、民法第90条には公序良俗違反で無効であると。もともと民と民が——、口頭であれ契約により、そうやって埋立てること自体が違法であるということなんですよ。それをあなたたちは、民と民の問題と言われているけど、今、産業観光課長は官と民の問題として捉えて、今やってるわけでしょ。今話がありましたけどね。だからそのように、真の解決を求めるためにはどういう状況であったかということをやっぱり私ははっきりとすべきだと思っているんですね。

次行きます。質問いきますが、町長は、隣接地権者の1人であることが表明されました。そして、埋立てについては、「当事者の方々が了解した。」と副町長は言われていますね。「当事者の方々が了解して埋めたんや。」と。では、当事者の方々というのは3人おられますよ。ね。Sさん、それからNさんそして波多野町長さんでしょう？Sさんと、それとNさんと町長。（不規則発言あり）

○議長 内海 猛年君

町長、許可なく発言しないように。（複数の笑い声）

○議員 9番 妹川 征男君

隣接地権者でしょ？隣接地権者でしょ？隣接地権者であるといわっしゃったでしょ？いやいや——。

○議長 内海 猛年君

いや、町長、いいです。

○議員 9番 妹川 征男君

いや、昨年の9月議会でね、言われたじゃありませんか？ね？「H氏の土地とは、わざわざ思わせぶりの書き方せんでいいやないですか。」そしてその土地の所有者は波多野町長である「自分だ。」とおっしゃったじゃありませんか。そして「民民の問題や。」と、ね。（不規則発言あり）はい、いや、いいです。それでね、町長は隣接地権者の1人であるということを表明されたが、ね？当事者の中に町長は含まれているという認識でよろしいですか？

○議長 内海 猛年君

いや、答弁を求めますか。

○議員 9番 妹川 征男君

はい。いや、逆に質問されたらまた止めてくださいよ。

○議長 内海 猛年君

はい。副町長。

○議員 9番 妹川 征男君

いやいや、町長に聞いている。

○議長 内海 猛年君

いや、先に副町長。

○議員 9番 妹川 征男君

いや、町長に聞いている。

○副町長 中西 新吾君

いや、先に、「いや、もう時間がない」と呼ぶ者あり）合意のことを誤解されていらっしゃる。合意は民と民の合意、これは当事者同士の話、私が先ほど申したのは、町と業者の関連で合意をして施工依頼をしているということですから、その辺は誤解のないようにしてください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

大体、最初からあれが入り方がもうむちゃくちゃなとんよ。あれはあの名前言っていいかどうか、Nさんでしょ。の家があって、そこを下がって水がどんどん入ってくるんですね家の中に。それが「どうにかならんか。」というところから、結局、皆が善意でいろんなことをしてあげてたんですよ。そこに、その辺のあたりで妹川さんが入ってきたでしょ。いろいろ、いろいろ、後であ

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

のへんで、もうぐちゃぐちゃになったでしょ。あれは結局地元の人同士のことで、結局「あー、いいよ、いいよ。」っちゅうてから、なった話が変に方向さへいったわけですよ。いまだに、まだそんな話があるなんちゅうとは、不思議でならん。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

実態の解明なくしてね、真実なる解決というか、そういうことをするためにはね、その辺のところのいきさつを十分に把握しておかないとなかなか進まないんですよ。それで、ある建設会社がですね、元議長の辻本議員にね、「妹川議員一般質問に関する申入れ書」というのがありますが、ここには名前書いてありますけど「N氏がこの案に承諾されたので、関連地権者の同意（口頭）を得て埋め戻しを行いました。」ね、「関連地権者の同意（口頭）を得て埋め戻しを行いました。」と関連地権者とは3人、Nさん、Sさん、それと波多野町長さんですけど、「埋め戻し」いわゆる「埋めることについて同意を得た」と、こうなっていますけど、町長は同意されたんですか。

○議長 内海 猛年君

妹川議員、今の質問は、令和3年以前の話です。それ状況については皆さん多分、分からないと思います。その点を質問されても、要するに執行部は答えることはできないと思いますので、質問を変えてください。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

確かにそうかもしれませんけど、1番よく御存じなのは、町長さんが同意したかどうかというのが1番よく分かっておられますけど、もうこれ以上言いません。そして――、これもね、埋立ての状況ですけど、質問はできませんね。

じゃあ、2番に行きますが、埋立ては不法投棄ではない、罰則はないとの根拠についてですが、実態を解明しないと真の解決はないという観点から浮田課長に伺います。

「不法投棄っていうのは法令に違反する処分方法でゴミを捨てるということのような規定がありますが、今回の件はゴミとして捨てたということではなく、工事をやるために土を入れたということ、というようなことになっています。罰則等については特に確認しておりません。埋立てられた土砂の調査はしない。」と答弁していますが、大体、誰が誰のために、何のために埋立て工事を行ったのか。また、土砂はどの地番から搬入したのか、課長は関係者から聞き取り調査を行っているはずですよ。その調査結果がどのようになっているか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、そのときのことということで、私たちが分かっていることは、既にお話を今までしてきたことです。それ以外のことについては把握ができてないということです。そして、「埋立ては不法投棄ではないの根拠」ということで今、妹川議員が前回私が答弁した対応をおっしゃいましたけど、同じことになります。不法投棄ではないの根拠ということですが、令和5年12月議会、あと9月議会、そちらのほうでもお答えしましたが、「不法投棄とは、法令に違反する処分方法等でごみを捨てることをいう。」と考えられますので、工事施工のために土を入れたことが、不法投棄に該当するとは考えてないと。次に「罰則はない」というようなお話も今、されましたが、今の話でいけば、不法投棄の罰則のことを聞かれたのかなと思いますけど、以前の答弁からいけば、「そうは考えていないですよ。」という、一応お答えをしたと思います。あと「罰則がない」と、前回の議会で申し上げたのは、「芦屋町有財産取扱規則、こちらには罰則はございません。」というお話をしたものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

今、言われたように町有財産取扱規則それを持ち出したことがね、ボタンのかけ違いじゃありませんか。無断埋立てをしてもね、罰則がない。不法行為でありながら不法投棄ではない。そして調査をしないなどね。町有財産の無断埋立て事件を闇に放り込むようなことをやることはね、大変おかしい話ですよ。うやむやにして、つじつまのない話をしながらね、そういう話で町有財産の管理を怠ることは、町の行政として不適切じゃないでしょうかね。

ごみのポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金とある。トラック何十台分の土砂を用水路に埋めても法律違反ではないというのか？どうでしょう町長。はい、ならいいですよ。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどから申していますが、違反ではないと、私たちはそれをジャッジするものではない。私は今、「そう考えていない。」というお答えをしたまででございます。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

では最後にね。芦屋町河川管理条例について。

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

農業用水路は適用しないとした根拠は何ですかということなのですが、小田課長答えられると思いますが、芦屋町河川管理条例は昭和44年に制定され、これまで4度改正されています。最新版は平成25年ですが、この間において、農業用水路は河川管理条例の河川に該当するとなっているのではありませんか。いかがですか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

農業用水路が該当するののかというところですが、むしろ12月、答弁させていただいたとおり、私が把握している限りでは農業用水路等、特に農家の方が水利の利用の際に、河川管理条例に照らしていくと、わざわざそのたび、そのたびに水を取水するたびに手続きをしないといけない。そのようなことが既に水利権を得ている農業者の方にお手間を取らせることになるのでということで、条例制定時にはその辺に配慮なされて、除外するような方向で議論がされておったと思います。44年当時に、継続審議にまでなつて、議会をまたいで審議され、委員会それから本会議で議論されて、最終的にはそのような方向で皆さんが納得されて、議員数は今よりも多かつたと思いますが、満場一致で、そのような解釈のもとに条例が制定されております。25年の最終的な改定、これは確か、消費税率が今後変動するようなことがあった場合に1.1からまたさらに変わるようなことがあった場合に、占用料の徴収とかをする場合に、そのときの消費税率の適用を受けて価格が決まるような、1.1とか数字で定めるんじゃないくて、消費税率の変動に伴う価格設定にするための改定であつたと認識しております。その前の改定は19年ぐらいだつたと思いますが、内容までは把握しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

私も昭和44年の議事録、それから議案書を読ませてもらいました。確かにそういうような農業用水路に関するような文言はなかつたような気がしますけれど、その後4回改正されていますから、用水路が該当するようなものがあると私は思っています。なぜなら、今、私も幾つかの町村自治体に河川管理条例についていろいろ聞いて回りました。そうしますと、ほとんど内容が、文面が同じですね。そうすると、「農業用水路は該当しますよ。」と。「何でそんな話を聞くのですか。」「いや実はこういうようなことだから。」「いやそれはあり得ないでしょう。」と。「農業用水路は、これは河川管理条例に該当しますよ。」というのもあります。そして、遠賀町は法定外公共物の条例がありますが、その前に河川管理条例があつた。そのことについても確認したところ、

令和6年第1回定例会（妹川征男議員一般質問）

「別に法定外公共物条例をつくったから、これを河川管理条例に加えたものではありません。」と、「もう以前からの河川管理条例の中には、農業用水路は該当します。」と言われております。ぜひ、その辺について再度、調査をされてみられたらどうかと——。やはり、ほとんど同じような内容でありながら各自治体によってね、「これは該当しない。」「これは該当する。」というようなことではないと思うんです。やはり芦屋町としては河川管理条例を適用して、そして罰則の問題、そういうもの、それから命令、そういうことをすべきではなかったかなと。それを芦屋町有財産取扱規則というものを適用したということがまずボタンのかけ違いではなかったかと考えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。